

# 議会運営委員会会議録

平成28年6月29日(水)

(開 会) 9:00

(閉 会) 9:12

## 案 件

- 1 請願第7号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願
- 2 人事議案の説明、質疑
  - (1) 議案第97号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 3 議会選出各種委員等の選出について
  - (1) 社会福祉協議会理事
- 4 議員提出議案の取り扱いについて
  - (1) 議員提出議案第9号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書
  - (2) 議員提出議案第10号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書
  - (3) 議員提出議案第11号 環太平洋連携協定(TPP)批准案の撤回を求める意見書
- 5 議会のペーパーレス化に向けたタブレット端末の活用について
- 6 議会インターネット中継にかかる要綱等の整備について

## ○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「請願第7号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願」を議題といたします。

おはかりいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に委員会を開催し、紹介議員から趣旨説明を受けた後に審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思います。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

## ○川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。

この請願第7号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願につきましては、要旨として前文があり、3項目の請願内容があるわけです。このうち1点目については、今から申し上げるような理由で、本定例会中に審議をし、採択する要があると思うんです。

それで、この要旨、少し読み上げますと、「平成27年12月18日に開催されました飯塚市議会12月定例会の最終本会議において上程された議員提出議案第16号「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」が可決されたことにより、その根幹を成す資産公開制度は廃止され、今年4月1日から特別職3役と議員の資産は公開されなくなりました。この事実は十分な説明を受けていない市民にとって、到底納得できるものではありません。

よって、1. 飯塚市議会は、特別職3役の副市長、上下水道事業管理者、教育長に対して、旧条例のとおり資産報告書の提出義務等を課すよう、市長に提言すること。2. 飯塚市議会は、旧条例のとおり議員自らに資産報告書の提出義務等を課し、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対して自ら進んでその高潔性を明らかにすること。3. 万が一、飯塚市議会が市民の切望する資産公開制度の復活を拒絶し、この請願を前回同様に不採択とした場合には、条例改正についての「住民説明会」を下記のとおり開催すること。●飯塚市議会が主催して開催すること。●本請願の不採択から3ヶ月以内に開催すること。※市民への説明責任を果たすべき市議会の責務として「住民説明会」開催の日時及び場所については、市議会において決定し、

広く市民に広告されますようお願いいたします。」とあるわけですね。

日本共産党市議団は、資産報告制度を廃止するなどした昨年12月定例会における条例改正を厳しく批判し、反対いたしました。この改正が多数で強引に可決された後は、より強力な政治倫理条例を市民と共同してつくり上げる立場を表明しております。今回請願は、より強力な政治倫理条例をつくる共同を進めるプロセスとして一致点があるわけです。

そこで、先ほどから申し上げました請願の1項目の内容についてなんですけれども、執行部にお尋ねしたいと思います。執行部は3月定例会において・・・

○委員長

川上委員、委員長において質疑は許可をしております。実質審査をしたいという動議ということでよろしいでしょうか。

○川上委員

はい、ではそのようにお願いします。

○委員長

ただいま川上委員から、本件について、本日、実質審査に入るべきとの発言がありましたので、これを動議として取り扱います。

おはかりいたします。本件について、本日、実質審査に入ることに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、本件につきまして、本日、実質審査に入ることは否決されました。

続けて、おはかりいたします。「請願第7号」について、継続審査とすることに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本件は、継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

人事議案について、執行部に説明を求めます。

○市長

おはようございます。本日提案をさせていただきます人事議案についてご説明をいたします。

議案第97号は、平成28年7月17日付をもって任期満了となります飯塚市等公平委員会委員につきまして、飯塚市新飯塚4番7号、尾上智子氏を新たに選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。以上、人事議案1件を提案したいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

質疑を終結いたします。

次に、「人事議案の取り扱い」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま市長から説明がありました人事議案につきましては、各委員長報告・質疑・討論・採決のあとに上程し、委員会付託は省略のうえ、採決の方法は起立採決としていただいております。ご審議方よろしくようお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「人事議案の取り扱い」については事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議会選出各種委員等の選出について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

任期満了に伴い選出依頼がなされております社会福祉協議会理事には、吉田議員を選出する

ことが、先に開催された代表者会議において調整されております。そのとおり選出していただいております。

なお、選出の方法については、「議長の指名」による選出としていただいております。ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議会選出各種委員等の選出について」は、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議員提出議案の取り扱い」について、意見書案に対する各会派のご意見を事務局から報告させます。

○議会事務局次長

お手元にお配りしております意見書案の賛否一覧表をご覧いただきたいと思っております。

一覧表に記載のとおり、「食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書」につきましては、事前に事務局から各委員にご連絡しておりましたが、提出者より案文についての一部修正の申し出があり、修正後の意見書案について、全会派賛成ということでございました。

次に、「少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書」につきましては、公明党以外の会派が賛成ということでございました。

次に、「待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書」については提出者の申し出により、取り下げとなっております。

最後に、「環太平洋連携協定(TPP)批准案の撤回を求める意見書」につきましては、而今会及び民主市政クラブが賛成、同志会が議員の個別対応、それ以外の会派は反対ということでございました。以上でございます。

○委員長

意見書案3件に対する各会派の賛否はただいま報告があったとおりでございますので、議員提出議案の取り扱いについておはかりいたします。

「議員提出議案第9号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書」については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、消費者担当大臣とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案についてはそのように決定いたしました。

次に、「議員提出議案第10号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書」については、道祖議員が提出者となり、賛成を表明されている会派の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣及び内閣官房長官とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案についてはそのように決定いたしました。

次に、「議員提出議案第11号 環太平洋連携協定(TPP)批准案の撤回を求める意見書」については、川上議員が提出者となり、賛成を表明されている会派の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣官房長官及び経済再生担当大臣とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案についてはそのように決定いたしました。

次に、「議会のペーパーレス化に向けたタブレット端末の活用について」、タブレット端末の導入時期につきまして、各会派からのご意見等ありましたらよろしくお願いたします。ご意見ございませんでしょうか。

( な し )

ご意見もないようですので、それでは、タブレット端末の導入時期につきましては、平成2

9年9月からの試行、平成30年3月からの完全移行に向けて取り組むということによろしいでしょうか。

( 異議なし )

ご異議がありませんので、本件についてはそのように決定いたしました。

今後の流れについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま、タブレット端末の導入時期について決定いただきましたので、6月6日の本委員会でも説明いたしましたとおり、次は、「タブレット端末の仕様に関することについて」ご検討いただくこととなります。

検討事項としましては、会議に使用するアプリケーションの種類及びデータ通信の方法がございしますが、これらの詳細な説明も含めまして、実際にタブレット端末を使用してのデモンストラレーションを開催させていただきたいと考えております。

日程につきましては調整の上、改めてお知らせいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○委員長

次に、「議会インターネット中継にかかる要綱等の整備について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議会のインターネット中継につきましては、平成29年新庁舎における本実施に向け、平成25年9月議会から試行というかたちで現在運用をしているところであります。

本実施に際しましては、試行期間中の課題等踏まえた中で、その運用に関して要綱等を定める必要があると考えております。

お手元に配付しております「議会のインターネット中継にかかる要綱等の整備について」という資料をご覧くださいと思います。

初めに、インターネット中継にかかる経過を記載しております。

2番目としまして、要綱等整備の必要性ということで、要綱等において定めておくべきと考えます事項について記載しております。

3番目は、全国市議会議長会のインターネット中継にかかる要綱等の整備状況についてでございます。本会議及び委員会の両方でインターネット中継、生中継、録画中継を実施している市・区議会が全国に55団体、平成27年度の時点でございます。これらを対象として調査を行いましたところ、うち10市において要綱または要領を制定しておりましたので、それぞれの規定内容を一覧表にまとめております。

次ページの4番目になります。これらの他市議会の規定を参考に、本市議会において要綱及び要領で規定しようとする項目及び内容を記載しております。

要綱では、(1)中継を行う会議、(2)中継の形態、(3)録画中継の開始時期、(4)録画中継の公開期間、(5)著作権、(6)会議録との関係、(7)生中継の中止、中断、(8)録画中継の編集について規定してはと考えております。

このうち、(3)の録画中継の開始時期につきましては、業者への委託により翌日に公開可能な市議会等もありますが、本市議会におきましては事務局職員が編集を行っておりますので、現在のところ、土日を含まず7日後までと、少し長めではございますが、期間を取らせていただいております。当然ながら7日間と言わず、準備ができ次第公開するものと考えております。現状においても、7日と言わず、でき次第公開をしておるものでございます。

次に、要領では、機器故障等により中継ができない場合の対応について及びデータの保存期間について規定してはと考えております。

以上の内容を踏まえまして、事務局案として別途配付しております「飯塚市議会インターネット中継に関する要綱」及び「同要領」を作成をいたしました。

資料戻っていただきまして、本会議中継の視聴状況及びこれまでの中継トラブル事例について、最後に掲載をしております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたが、本件につきましては、次回9月定例会において決定したいと考えておりますので、まずは各会派持ち帰ってそれぞれご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

本日予定の審査はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。